

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和6年10月24日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和6年10月24日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第7号 さいたま市教職員の人事について 【非公開案件】

報告第8号 さいたま市教職員の人事について 【非公開案件】

報告第9号 さいたま市教職員の退職手当について 【非公開案件】

3 議 事

議案第73号 令和6年度 さいたま市教育功労賞表彰について 【非公開案件】

議案第74号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委
嘱について 【非公開案件】

4 閉 会

議案第 7 5 号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公印規則（平成１３年さいたま市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公印の使用) 第10条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4 公印を使用したときは、使用した日、使用した 所属名、使用した文書名その他の教育総務課長が 必要と認める事項を記録しなければならない。た だし、記録しないことについてやむを得ない理由 があると教育総務課長が認めるものは、この限り でない。</u> <u>5</u> 〔略〕	(公印の使用) 第10条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4</u> 〔略〕

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

- ・ 公印を使用したときに必要な事項を記録するよう取り扱いを変更するため、さいたま市教育委員会公印規則の所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- ・ 規定の整備（第10条 第4項）

（施行期日） 令和6年11月1日